

## 第4回“ふじのくに”規制改革会議 本部会議

開催日時	平成31年2月6日（水） 13時から15時まで
開催場所	静岡県別館9階第1特別会議室（静岡市葵区追手町9-6）
出席者	<p>委員</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般社団法人静岡県商工会議所連合会 酒井公夫会長</li><li>・静岡県中小企業団体中央会 木村通利専務理事（代理）</li><li>・一般財団法人静岡県銀行協会 大橋弘静岡銀行常務執行役員（代理）</li><li>・公益財団法人静岡県国際交流協会 高貝亮会長</li><li>・特定非営利活動法人静岡県男女共同参画センター交流会議 大國田鶴子代表理事</li><li>・ときわ綜合法律事務所 河村正史弁護士</li><li>・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 神原啓文会長</li><li>・学校法人新静岡学園 三枝幸文理事長</li></ul> <p>静岡県</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・吉林副知事、山梨県理事（地方分権・大都市制度担当）、市川地域振興局長、山口地域振興課長、鈴木医療政策課、林廃棄物リサイクル課長、静岡市 杉本開発指導課長 ほか</li></ul>

## 1 開会

【司会】 定刻になりましたので、ただいまから、第4回“ふじのくに”規制改革会議 本部会議を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、静岡県副知事、吉林からご挨拶申し上げます。

【吉林副知事】 本日は、お忙しい中、また足元の悪い中を会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。

第1回本部会議を平成29年の1月に開催いたしまして、今回で4回目となりました。酒井議長をはじめ委員の皆様や、様々な団体等に御協力いただいた結果、今回48件の御提案をいただくことができました。ありがとうございます。

県でも昨年の3月に新しい総合計画をつくりまして、「ドリームズ・カム・トゥルー・イン・ジャパン」の拠点ということで、誰でも努力すれば夢がかなう、実現するような県を目指しております。その実現のため、現場の皆さんが困っていることを、県に対し要望をいただくことで、規制緩和が進めば新たな夢が実現できるというようなこともあると思います。そうした趣旨を達成するためにも、この会議が大変重要であると思っております。また、多種多様な意見が出ており、案件によっては、国に要望する手段もありますし、県・市の規制については何ができるか。100%できなくても、できるものから少しでもやっていくというような方法もあると思います。そうしたことを皆さんでご議論いただきながら、全員で課題を共有しながら、良い形で規制緩和が進むことを期待しています。

今回はたくさんの方の材料をいただきましたので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

### 【司会】

本会議は、地方創生の取組を進めるに当たりまして、阻害要因となり得る規制・制度のあり方に関する協議・検証を行う場でございます。

これからの議事進行につきましては、本会議の議長である静岡県商工会議所連合会、酒井会長をお願いいたします。会長、よろしく申し上げます。

【酒井議長】 皆様、大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。当会でございますけれども、ご存じのとおり、静岡県のさまざまな課題、特に人口

減少、働き手不足、それとあわせて、これからは働き方改革、もろもろの課題を同時進行していくために、規制というものが阻害要因になっているのではないかと、一つ一つそれをクリアしていきたいと、そういう目的でスタートしたものでございます。

吉林副知事からお話がありましたとおり、今回4回目でございますけれども、今回48件の提案がございました。前回までの3回の会議は、私の感覚では、若干提案件数が少ないかなと思っていただけてございますけれども、今回、事務局が各種団体のほうに働きかけてくれた結果、多くの提案が出ているということでございます。

件数が出たということは非常によろしいわけでございますけれども、反面、どうやってそれを捌いていくのか。この会議で細かい審議というのが、なかなかできなくなったという部分もございますので、どうしたものかと思っているところがございます。また、提案がうまくいかなかった場合、できませんと言われた場合に、どういう対応をしていくのがいいのか。その辺がまだ確立されていない部分がございますので、また皆さんのお知恵を拝借しながら進めていけたらと思うところでございます。

本日は、非常にテーマが多岐にわたっております。なかなか頭にすぐに入らないこともございますので、どうぞ説明する側の皆さんは、わかりやすく説明をお願いしたいというのが1つ。それともう一つは、規制緩和をすることによって、事業者の生産性の向上につながる。加えて、それを処理する行政の作業削減にもつながるという観点で、御議論いただければありがたいなと思うところでございます。

それでは、初めに事務局から提案の受付状況について説明いたします。

**【事務局】** 別添資料「“ふじのくに”規制改革会議における対応状況について」を説明

**【酒井議長】** ありがとうございます。

それでは、資料2の審議事項の3件につきまして審議をしたいと思います。審議事項でございまして、県の関係が2件、静岡市に関するものが1件でございます。所管部局からは、提案の趣旨とそれへの対応についての説明をいただきますので、委員の皆様は、御意見をその後いただきたいと思っております。

それでは、まず第1の審議事項でございますが、「特別養護老人ホームの医務室の管理者兼任に際しての病院等管理者兼任許可を2カ所としている県の基準の緩和」について、よろしく申し上げます。

【県医療政策課長】 資料2 審議事項1を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。今日御欠席の医師会の紀平会長から意見書をいただいております。お手元に配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 事務局からでございますが、意見書について簡単に私のほうからご説明するのと併せて、提案に関する補足をいたしたいと思えます。

意見書の趣旨は、意見書の下から5行目あたりからでございます。1人の医師で2カ所を超える管理が物理的には可能とは思えない。複数管理がやむを得ず認められることがあるとしても、原則、医師1人で2カ所までと限定することが妥当であるというのが今回の医師会の考え方であります。

一方で、先ほど医療政策課からご提案をいただき、現状、今後の対応についてご説明をいただきましたけれども、提案者の提案の中身についても、補足をさせていただきたいと思えます。提案者は福祉関係者でございますけれども、今回の提案の項目の表題にもあるとおり、特別養護老人ホームの医務室の管理の兼任について、特に述べております。

特養の医務室というのは、普通の病院と違って開設時間の長短などまちまちでありまして、一般的な診療所と大きく異なる可能性がある。そういう運用がされておりますので、複数管理もできる可能性があるのではないかとすることを主張されているという中身でございます。

補足については以上です。

【酒井議長】 ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆様からご発言があれば挙手をお願いします。

【高貝委員】 今回の提案については、静岡県だけの問題でもなくて、全国的に同様の規制緩和については検討されているところもあるのかなと思えますけれども、他県状況について、もし把握されているところがあれば教えてください。

【県医療政策課長】 ありがとうございます。他県の状況に関する御質問についてですが、他県に対して状況の聞き取りをした中で、実際には2カ所を超える管理をしているところ

もございました。その内容をお聞きしますと、例えば、地域で医師が不足しているとか、僻地の診療所であるとか、こういうところについて、特に町立・市立等の公立の医療機関が、地域の医療を支えるために、どうしても僻地の診療所を複数で管理しないと回らないということで設置をしていたり、夜間あるいは緊急のところ、どうしても医師会の会長さんであるとか、組織を代表した方が管理者になっていただいているような県もございます。そういう、休日夜間急患センターと、もともとの2カ所管理をしているというような形で複数管理をしているところなどがございました。

また特別養護老人ホームについても2カ所以上管理しているところもございましたけれども、それぞれ個別の要件において、距離的な問題とか、あるいは内容によって、例えば期限を定めて1年以内、ほかの医師が見つかるまでの間という形で制約を、一定程度の要件のもとに認めているというケースもあったと承知をしております。

**【河村委員】** 医師会の御意見にある、物理的にというのが、地域的な問題なのか時間的な問題なのか、そういうことを加味して全くできないというのが、それとも近くならでできるのではないかというような、そのあたりのことは、これだけだとわからないですね。実際は、特養で困っている場合もあると思います。

業務上、お医者さんと関わりがありますけれど、確かに、お医者さんは少ないと感じます。非常に時間的にも、業務的にも、過酷な仕事をやっておられると感じます。

それらを考えますと、提案者には、具体的な必要性をお聞きして、一方で医師会のほうには、物理的にできないというのはどういう意味なのか具体的なところをお聞きして、できるだけ前向きに考えるべきではないのかなという考えを私は持っています。

**【大橋委員】** 地方創生の観点からいうと、いわゆる急激な高齢化が進んでいる、あるいは過疎化が進んでいる中で、やっぱり医療の分野というのも、IoTを含めて、電子カルテとか、遠隔地の治療というのは、どんどん進めなくてはならないと考えています。その中で、いわゆる本質的な医療の質を落とさないとか、どうしてもカバーできる医師がいらないという中であれば、これは当然、案件内容、個別に対応すると思いますが、基本的には前向きに対応するべきだと思いますし、県内でいうと、浜松市は、複数のものを認めていらっしゃると思いますよね。ですから、大いに前向きでやっていただいて結構だと思います。

【木村委員】 私も、この医師会意見書にある「物理的」という、詳細がよく見えな  
いところがあるということ。それから医療法に言う管理というのは、何か資格者の常勤を  
例えば条件づけしているとか、管理者要件の中身が不明なところがあるものですから。片  
方では断定的に、物理的に無理という医師会の先生の話があるし、そこは、かみ合わない  
部分があります。ご提案の方のご趣旨と、それから介護の診療施設での管理体制ですとか。  
複数でも、要するに3件以上可能ではないかという意味合いが、個々で判断するというお  
話ですが、医療法に言う管理というんですかね。そこが、例えば管理者の常勤が要件つけ  
られているよとか、その中身が不明なものですから、そこから先が入り込めないというか、  
そういう感想でございます。

【大國委員】 大國と申します。今、高齢社会となっておりますので、これから特別養  
護老人ホームのような施設が益々増えてくると思います。こうした状況を鑑みれば、今後  
2人以上の兼任をといるのを認めるという流れが必要だと思います。お年寄りだけの施設  
では、いかに医者が大事かということは、私も身にしみてわかっておりますので、これは  
ぜひ実現していただきたい。県担当部局の方が、この件について検討を進めていくという  
前向きな姿勢でお答えいただいたので、それは救いかなと思っております。

【神原委員】 神原でございます。私、医者でございますけれども、今、医師の働き方  
改革というのは大きな話題になっておりますので、応援していただけるような風潮の案件  
が皆様からあったのは、非常に心強く感じます。いずれにしましても、地域によって医師  
の確保はほんとうに大変なことのようでありまして、また臨終、あるいは緊急の場合には  
医師が立ち会わなくてはなりません。立ち会える可能性がある限り、立ち会わないといけ  
ないことが求められておりますので、非常に医師の処遇対応が難しいところであるとい  
うことです。

こうした難しい状況があると、若い方々が、大変な地域は避けるように、今後なっ  
てきます。非常に、ある意味では悪循環だと考えます。また先ほどもお話があったと思  
いますけれども、IT化というのがどんどん進んで、ITを通して情報交換をできると。それ  
から現場にいなくても、仮の指示が出せるということも段階的に可能になってきまし  
て、今それへの対応について、厚労省もディスカッションを進めているところでござ  
います。その辺の決断推移もまた見ながら検討していけばいいと思いますけれども、当  
面は個々の状

況をもっと詳細にご提案いただいて、やむを得ない状況で、責任を持って管理できるという場合には、認めても良いのではないのでしょうか。それは、その地域の医療を守る、あるいは生命を守るという立場からで、暫定的にスタートし、それをまたの後公的なルールとしていくという方向もありじゃないかと思います。以上でございます。

**【酒井議長】** ありがとうございます。

事務局のほうで整理してもらいたいのですが、提案者からの内容と医師会からのお話が必ずしも完璧に一致しているとは読めない部分がありまして、それと前向きに対応していただけるという県の当局の考えも、どちらを前提にしているのかも、少しわからないなという部分があります。おそらく皆さんが考えていることは、同じような方向を向いていると思います。基本的に前向きなほうで捉えていただいていますけれども、無制限ではないと思います。状況に合わせて判断するという流れだとは思いますが、そこを整理していただいて、最後に県のほうで説明していただけると、おさまるような気がしているものですから、事務局から補足をよろしいですか？

**【事務局】** 提案者については、ここの5ページの提案事項のところ、右上ですけれども、特別養護老人ホームの医務室の管理者兼任に際して、特にそれについて言及しております。一方、この提案者はこの医務室というのが医療法に規定する診療所ではなくてもいいのではないかという意見も持っています。国の法律が変われば、その制限はなくなりますが、今そこが変わるということはないので、県のほうに2人以上の兼任を認めて欲しいと要望を出しています。

紀平会長のほうからの御回答というのは、一般的に診療所を適切に運営すれば、それを2つとか3つとか持っているなんて無理ではないですかという主旨だと事務局としては認識しています。そうした状況を勘案して、医療サイドの県担当部局が今後検討する中で整理をして方向性出してくれればいかなというのが、事務局の思いです。

**【酒井議長】** ありがとうございます。それを受けて県のほうで、もう一度、今回考えていらっしゃる、前向きに考えた対応を、もうちょっと具体的に説明していただけますか。

**【県医療政策課長】** ありがとうございます。こちらのほうで、5ページの規制の概要、

真ん中のところにありますけれども、基本的には、まず規制の目的ですけれども、医療行為そのものが、生命、健康ということで一番大事な部分を担っていることを、踏まえて複数管理を考える必要があると思います。例えば特別養護老人ホームに行ったときに、もともと管理している診療所で、多種多様な医療機器や医薬品を管理していますので、そこで何かあったときに当然対応しなくてはなりません。そうした状況を踏まえ、物理的になかなか、この箇所が2カ所、3カ所と増えていくと管理が難しいのではないですかということ、医師会の先生がおっしゃっていることだと思えます。そういう複数管理が、どうしてもやむを得ないというものがあるとすれば、そこは状況を見て対応していかなければならないと考えております。

また、お話ありましたとおり、遠隔診療等、国のほうもいろいろな規制改革、ICTを利用した改革が進んでおりますので、そのあたりで、医療の行為の中でも、どの辺までが認められる範囲なのかということ踏まえながら検討していきたいと考えております。

また、神原委員からお話のあった、県の特別養護老人ホームのほうも、例えば入所者を急変してみとりをしなきゃならない場合というものもございます。もとのところの診療所を管理されている方が、そういうところで看取りもしてほしいと言われた場合に、何カ所もあれば、体一つですから、なかなかできないということの心配もあって、そういうご発言になっていると思いますので、個別具体の事情をよくお聞きしながら対応していきたいと考えております。

**【酒井議長】** ありがとうございます。

それでは、今の内容は、県も前向きに対応していただけるということですし、医師会のほうが心配しているようなことを考慮しつつ、案件によって県のほうで対応すると、こうした姿勢で、問題を前向きに対応していただけると、そういうようなまとめ方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この件につきましては対応していただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして審議事項の2番目でございますが、産業廃棄物処理施設の入れかえの際の許可申請手続の簡素化につきましてお願ひいたします。まず内容につきまして、県のほうから説明をお願ひいたします。



【県廃棄物リサイクル課長】 資料2 審議事項2を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見いただきたいと思います。

【木村委員】 中小企業団体中央会でございます。この分野というのは、やっぱり生活環境の保全、それが第一ということは重々承知しておりますが、企業経営の側面からいきますと、許認可も必要なため、スピード感といいますか、年々、非常に負担になってきているというのが、1つの実態であろうかと思えます。

そういう意味で、設備の入れかえについては、事務手続を簡素化するというのを前向きにお考えいただくということ、大変ありがたいお話かと思います。その中で特にお願いしたいのが、例として、破砕機のお話がありました。自分の認識が間違っていたら申し訳ありませんが、この現状を聞いたところによると、例えば、破砕機のモーターの能力が10キロワットのもので、故障して、メーカーに頼んだら、すぐ間に合わない。9.5キロワットのストックがあると。その入れかえについても、今のスキームですと、新たな設置からアクセスも含めて同じようにやっていくと。全く同じものでないと、許可受けた同じ能力のものでないとだめというようなケースがあると聞いたりもします。

ですから、この対応でお考えいただいている文献等々で証明という手段は、大変ありがたいのですけれども、例えばメーカー証明みたいところで、第三者の証明でも担保とするなどのさらなるスピード感を持った対応をお願いしたいと思えます。

それから同等のものではなければならないという考えを、マックスとミニマムのような多少の幅を設定するような、そんなことも御配慮いただけるとありがたいと思えます。

確かに事故もありますので、法律で生活環境の保全というのが第一だと思いますが、やはり優良な業者の育成ということもお考えいただく上では、手続の簡素化等のできる部分からお考えいただけるとありがたい。以上でございます。

【高貝委員】 従来のフローと比較して、今回提案いただいている簡素な手続をとることによって、その期間がどのぐらい短縮されるものなののでしょうか。ケースによって違うと思えますけど、概ねのところわかれば教えていただきたいです。

【県廃棄物リサイクル課長】 ご質問にお答えします。明確に決まっているところが施設の許可申請、一番最後の部分でございますけれども、焼却施設とか最終処分場みたいなものは、標準処理期間が120日となっております。破砕機の場合は90日と聞いております。

環境調査の部分につきましては、これ大きなものになりますと、例えば年間通して調査をするということになりますので、最大1年ぐらいかかると思います。そうではなく既存の資料があった場合は半減、もしくは、そのさらに半分というようなことになるということでお聞きをしております。

以上でございます。

【高貝委員】 ありがとうございます。そうすると、今回の提案によっては相当簡素化されるということですね。ありがとうございます。

【大橋委員】 今は、いわゆる産廃業者というのは、業者を選ぶ段階で、審査もそれなりに厳しく見るようになっていますが、様々な業者が存在し、かつては、ちょっとグレーな業者が入ってくるようなところもあったものですから、ぜひ簡素化していく中でも、当初と経営陣がかわっていないかとか、あるいは株主構成がかわっていないかとか、そういうのをしっかり見た上で、簡素化を前向きにやっていただきたいなと考えてございます。

【神原委員】 この分野について全く素人ですが、欧米の一流企業、あるいは日本のトップメーカーのようなところが、製品の審査基準を無視して審査をパスする現状があるようです。こうした状況が比較的頻繁に出現していることを考えると、どこかで緩みが出てくると、そういうことになりかねない。特に産廃業者は、住民の生活に直接的な影響を残す、あるいはその影響が将来にかなり響いてくるという可能性が多々ありますので、その辺を十分ご配慮いただきながら、緩められるところは緩める。何でもかんでも緩めると、非常に将来、禍根を残すということになっては困りますので、その辺のご配慮はお願いします。

【河村委員】 私は、自治体の顧問等をやっていて、生活ごみの処分に関しては非常に苦労しているなというところを目の前で見ることがありまして、例えばある自治体では新

たに、最終処分場をつくろうとしたら、鳥獣保護地域であるため、できないことがありました。そうすると、市外へ回さなきゃいけない。中間処分場においても、中間処理はできますが、最終処分場をするために、その他の業者等へ頼まなくてはならない。中間処分場も十数年たっていますから、だんだん老朽化していく。これは、どこかに最終処分場なり中間処分場をつくらなくてはいけないわけですから。それは、どこかの自治体に持っていけば、事は済んだというような考えが蔓延していくのが非常に怖いんですね。ですから、自分の自治体でできるものは、各自が行うということが必要だと思います。

だから、そういう意味でも、設置許可をスムーズにする必要があると思います。審査を緩やかにする方向性が望ましいと考えますので、この提案にできるだけ沿った形で、ご検討いただくのが一番いいと思います。

**【酒井議長】** ありがとうございます。

おそらく皆さんの意見は、ほぼ同じ方向を向いているのではないのでしょうか。県当局には、対応をよろしくお願ひしたいと思います。ただし、無秩序に何でもかんでもというわけじゃないですよという部分で、そのやり方として、様々な方法が各委員から御提案されたわけでございます。それは当然、県の当局もお考えのことだと思いますので、このように対応していただくということで、この会としてもお受けするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

1つ付けたしでいいですか？これ1年間かけてという話がありましたが、そのスピード感というのはいかがなものでしょうか。これは、そんなにかかるものですか。

**【県廃棄物リサイクル課長】** ご説明させていただきます。どの施設について簡素化するかという結論については、比較的早く結論が出ると思っています。難しいと思っているのは、住民の皆様に、その結果をお伝えするところで、どういう形にしたらいいのか。少し時間かけて、御意見を承って、どこまで簡素化できるかということの確認をさせていただきたいと思っております。

**【酒井議長】** わかりました。なるべく早く対応していただけるような流れにしていたけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の審議事項について、これでよろしいですか。

続きまして、審議事項3番目でございます。静岡市の開発許可技術基準における第1種低層住宅専用以外の用途地域の最低敷地面積の規則撤廃について、よろしく願いいたします。

【静岡市開発指導課長】 資料2 審議事項3を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。それでは、ご意見を伺いたいと思います。

【三枝委員】 新静岡学園の三枝です。今回の提案に対する対応案と、開発基準に関する概要を説明していただきましたが、この規制の存在は、もっともだと思えます。この提案者の意見の具体的内容の中に、静岡市からの流出につながりかねないと書いてありますけれども、静岡からよそへ行く、例えば東京に行くという場合には、東京に行けば、もっと住居費高いわけですから、むしろ静岡にいたほうがかえって安いかなと思えます。このような意見は、定住希望者の流出ということにはあまり関係ないだろうと思えます。

そして、これは結局まちづくりの問題になって、住環境を良好に保つかどうかという問題について、静岡市の担当者の方に教えていただきたいのです。この開発行為による宅地造成に関する3年間の統計がありますが、この中の市街化調整区域で宅地分譲した件数は、どのぐらいの割合を占めるのでしょうか。

【静岡市開発指導課長】 質問に答えさせていただきます。市街化調整区域には基本的に宅地分譲はできません。ましてや、市街化調整区域に新たに道路をつくって宅地分譲するということとはできないことになっています。都市計画法の34条の中に、それが示されておりまして、都市計画法では市街化調整区域は基本、家を建てさせない区域です。

【三枝委員】 基本はそうです。それは承知しています。

【静岡市開発指導課長】 ただし、条件をクリアすれば建てるができるということになっておりますが、ここ数年、私の記憶では宅地分譲は行われておりません。

【三枝委員】 行われていない。

【静岡市開発指導課長】 はい。

【三枝委員】 調整区域の規制を緩和して宅地分譲をしているというところもありますよね。そして、まちづくりの場合には、「規制」と「規制の緩和」だけでは、やはりまちづくりというのはうまくいかないと思います。やはり「誘導」するということが必要だと思います。

ところが今回、立地適正化計画という制度ができましたね。そして静岡市さんのホームページを見ると、都市機能の誘導区域は制定されましたけれども、住宅地の居住誘導区域は平成30年度に設定しますとは書いてありますが、それは設定したのですか。

【静岡市開発指導課長】 それにつきましては、我々が所管課ではないものですから、発言は控えさせていただきたいと思いますが、私は、これまでに聞いてございません。

【三枝委員】 ありがとうございます。このまちづくりについては、今の静岡市もそうだし、他の市もそうですが、自分の市の人口が増えることを中心にした考え方で、人口が増えさえすればいいような感じがあります。結果的に広範囲に人が散らばって住んでいる現状です。だけど、孫やひ孫の代になってきた場合、それはほんとうに大きな問題になると思います。

このたび、立地適正化計画という制度ができた以上は、もう少し町全体をコンパクトな形におさめる方向に誘導するというのを市も考えなくてはいけない。現在は、個々の、それぞれの市が隣の市と人口を奪い合っている状況です。県全体の立場からすると、県外から静岡に来てもらわなくてはなりません。だから、これからは、静岡市なら静岡市内の幾つかの拠点にまとまって、みんなが住んでもらわないと、少子高齢化では、長期的にインフラの維持もままならなくなると思います。

だから、今回の規制135平米は維持するのはいいとしても、もっと広い視点で、まちづくりのあり方を考えていかないと、大変な問題になると思います。

【酒井議長】 ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

【河村委員】 この提案は、それほど必要性があるのかですね。ここ数年でマンション

があれだけ建っていて、売れるという現状を見ると、流通等の問題だと私は考えます。

人口は、ここ数年ずっと減っているのです、この宅地面積135平米以上という制限が問題じゃないのではないかと。

結局そうしますと、提案の趣旨は、小さくするのだったら、どれぐらいかと。これを100にしたら、確かに業者としては非常に売りやすくなることはなるにしても、どうも私のほうとしては、その135にしてあるという理由、価値のほうが重きをなすと考えております。したがって、この制限自体は、これで妥当であると考えています。

**【酒井議長】** ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

これ、提案者のほうから具体的な数字というのは出ていますか。

**【事務局】** 具体的な数字は出ておりません。撤廃ということです。

趣旨としては、135平米、40坪ぐらいで、市街地の良好な土地のところに土地と建物を、静岡市内であれば、おそらく億に近くなるぐらいのものがかかると。そのぐらいの費用がかからないと家は建たなくて住めない。そうすると、要は若者には、もう手が出ないでしょうというようなことが提案のベースにあると聞いております。

**【酒井議長】** ありがとうございます。それが市の説明によれば、市全体でいったら非常に狭い地域であって、今言った若者でも手が出るような住居というと、多少ほかの場所になるかもしれないけれども、その開発は可能であるよという解釈でよろしいですか。

**【静岡市開発指導課長】** はい。そのとおりですね。まちなかで開発が行われると、これ見てもらうとわかるように、今、1,000平米以上の開発した土地というのは、そもそも、まちの中にありません。あった場合について出ているのは、やはりまちだとマンション。先ほど出ましたけど、マンションの分譲もあります。マンション建設も私たちのほうで区画形質の変更が当たれば開発行為の許可が必要でありますけど、もともと宅地のところにマンションが建っていても、私たちのほうの許可は対象外になります。

この図を見てもらっているとおり、静岡市の周辺しか開発するような場所がございません。そちらのほうで、若者が住んでいただくというと多少中心部よりも土地は安くなります。ただ、開発許可のいない宅地の場合は、よくあるのが、まちなかで利用されている

行き止りの道路がございます。要する開発にかからない部分になるのですが、今の大きな車が4メートルのところを頭から突っ込んでしまうと、Uターンできないですね。開発許可に当たると、行き止まりの道は基本、禁止になってございます。必ず通り抜けできるようにと。要するに住環境、そこに住む人たちの生活の利便性を増すにも、ほんとうは開発行為でかけられるような場所に住むというのが一番理想的ではないか。そのときには40坪あれば、車が2台置いて、庭がつくれて、家が建てられる。そういう理想を求める若者もたくさんいるということは承知しております。

**【山梨県理事】** 若干補足をさせていただきたいと思います。静岡市の課長様は、いわゆる都市計画法の分野のご専門ですので、その範囲で、もろもろお話をいただいているのですけれども。

例えば県の立場とか、市でも、ほかのサイドから考えますと、防災上の見地から、やはり、これ以上、袋小路的な市街地をつくるということであるとか、あるいは既に中心市街地の中では、静岡市さんだけではなくて、近隣の市、町におかれても、いわゆる隘路とか、あるいは袋小路とか、非常にたくさんございます。これは救急車が入れない、消防自動車が入れません。その切り返しもできません。そういった問題で、実は犠牲者が増える可能性が高い土地が多くなります。そうなりますと、その近郊できちっと開発行為をしていたくためには、防災上の見地から、いわゆる危機管理上の見地から、住民の暮らし、生活を守るという態度も必要になってまいります。

県で、実は165平米という基準を設けているのは、私はその直接の担当部長じゃないですが、やはり、そういった見地まで踏まえた上で、住まいを満足させるということとともに、そこに住んでいる方々の生命、財産を守るという見地も、どうしても重要になってくるものですから、そういった点では、なかなかこの基準を緩めるというのは難しい事情が、まちづくり上はあるのかなという所見は持っております。

**【酒井議長】** ありがとうございます。これに似た案件で、昨年度も転回路の関係で出てきたような気がしますね。

今、事務局からおっしゃっていただいた防災の観点とかいう問題というのは、確かに非常に大きな要素だと思いますので、納得するところですが、何となく、同じような提案が出てきそうな気がしますね。今回の静岡市の対応を受けて、どのように終わらせる

のがいいのか。

ですから、今回こういう対応が出ますけど、提案者よろしいですねというようなことを、どこでどうやるかというのも考えていかないと、これからどんどん、増えてしまっていけないなという気がします。同じようなものが何回も毎年出てくるのもいかがなものかなという気がするものですから、それも、これから議論したいなと思っております。

今日の段階におきましては、これでよろしいですか。

**【大橋委員】** 今のご説明を受けて、防災上の観点とか、あるいはBCP上の、そういう、ある程度の規制が必要だとは理解させていただきました。

ただ一方で、法律ができた昭和57年というのは、もうバブルが始まるころで、所得のほうも、いわゆる労使協調で所得もどんどん上がっていくような時代につくった法律の中で、今、地方創生で各市町が望んでいることが、若い夫婦が住んでくれるまちづくりとか、若い夫婦が来てくれて、若い人たちがまちなかを活性化させていくというまちづくりを皆さん目指していると思いますが。それに対して、じゃあ今、実質所得が上がっていないという中で、まだ、この昭和57年に残った法律を何も変えずに残していくという必要性ですね。そこはちょっと、さっき言った防災の観点もあるのでしょうけど、これを対応不可でそのままにしていこうというのはどうかと、若干配慮したいという気がします。

**【酒井議長】** ありがとうございます。今の意見について、いかがでしょうか。

**【静岡市開発指導課長】** 私たちのほうは、いわゆる昭和57年から、この指導を変えております。昭和50年から、県のほうで165平米ということで基準をつくりました。ただ、7年後の昭和57年3月2日に静岡市宅地建物取引協会静岡支部から、165平米ではなくて100平米にしてほしいという要望がございました。また同日に、今度は宅地造成協会からも同じように陳情がออกมาして、165を135に変えてほしいと、そういう要望がありまして、それを踏まえまして、今までは県と同基準の165でやっておりました。

様々調査をしまして、アンケートを他県にもとった上で、135が適当だという、当時その判断をして現在に至っております。

ただ、静岡市の135平米がほんとうに大きいのかというと、静岡市よりも、大きいほかの都市につきましては、まだ大きいところもございます。ましてや大阪とか東京なんか



は、その基準はもっと小さいのですが、例えば、これでいいますと、静岡市よりも大きい基準を使っているというところでは、名古屋市が130です。そして仙台が165、札幌165、川崎が125で、岡山130、広島165、北九州180、福岡180というふうに、やはり基準は大きいです。時代が変わったとしても、私たちとしては、135は決して行き過ぎた数字ではないということで判断しておりますので、今のところ変えるという、そういったことは考えてはおりません。

これが、静岡市がかなり逸脱しているということだったら、やはりそれは考えなければならぬことかもしれませんが、開発でやった土地も、希望者があって、開発でやるよといったら、すぐ売れてしまう場所もございます。開発やる前から、もうここで開発やるよということで看板が出た途端に売れていくということも聞いております。

多分、厳しい業者の中では、先ほど申しました場所の立地が悪いところでは、135では売れないから、もっと小さくしたいという業者もあるかもしれません。でも、私たちは、先ほども補足でありましたように、防災上からも、それから住環境からも、決して135を変えるという気持ちは、今のところは持っておりません。

以上です。

**【酒井議長】** 時間の関係もございますので、この件については、これ以上議論をするのはいかがかと思えますけれども、いろんな意見がございますので、これについては提案者のほうに一度、今の意見を、こういう意見が出たという中で、どうするかと。どうするかというのは、提案者のほうとして理解したというのか、それとも場合によっては、じゃあ具体的に135を100にしてくれというのか。その場合は、次の段階で提出してもらおうというのも可能かと思えますけれども。そういう流れをやってみたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。事務局のほうもいいですか。

**【事務局】** はい。

**【三枝委員】** 今回の提案の中で、この問題と県外への流出を絡めて見るからおかしくなってしまうのであって、それを抜きに考えなければいけないと思います。若者の県外流出とは、全く関係ないと私は思います。

【酒井議長】 それは全くそのとおりだと思います。

【三枝委員】 この分譲地が全体に占める割合は少ないわけですから。ほんとうに住宅欲しければ、中古だって、マンションだって、いくらでもあるわけですから。だから、新築の分譲住宅が買えないから県外へ流出するなどというのは、これは全くありえない議論だと思いますね。

【酒井議長】 それは、おそらく提案者のほうが盛った部分だと思いますので、ご意見はそのとおりだと思います。

じゃあ、そういう形で、一度これを月末でも提案者のほうに、その内容をちゃんと説明した上で、次の対応を考えるということにしたいと思います。

それでは続きまして、資料3の報告事項について説明をよろしくお願いします。

【事務局】 資料3の説明

【酒井議長】 ありがとうございます。国・市の規制20件、プラス国の規制で7件です。報告をいただきました。非常にボリュームは多い内容でございますけれども、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいいたします。

それでは、私から。今のまとめてみますと、「条件を満たせば可能性あり」という結論のものが非常に多いわけですが、文章どおり、これを読んでいいのかどうか。条件というのが非常に厳しくて、現実的には無理なんじゃないかというようなところもあるのかと。この表現といいますか、こういう結論で終わらせるのがいかななものかなというのは若干あるのですが、いかがでしょうか。いかがでしょうかというのは、条件を満たせば可能性ありの条件というのは現実的なものなのかどうか。はい、お願いします。

【事務局】 事務局です。我々も今回の対応案というのを、対応予定とか対応困難というのは非常にわかりやすい表現で、あとは現行制度内で対応可能であることを確認できたというのも一応、成果の1つとして捉えています。先ほどの土地の利用、まとめて何件か私、説明しましたが、それは5年後のある節目で意見を言えるケースがあるとか、あとは随時でやったときに、その状況が合えばいいよとか、今、議長が言われたように、非常に条件

は厳しいです。ただ、それを、提案者側から見ると、知らないケースも結構あります。

【酒井議長】 焼津の例なんか、そうですね。

【事務局】 はい。我々は、提案についてフィードバックをちゃんとしていきたいと思っておりますが、会議上の表現として、どのように載せていくかということについては、事務局内部でも相当、議論をして、全くだめですよという印象を与える表現で書いていくのがいいのか、それとも可能性はあるよということをちゃんと書いておいたほうがいいのかということで、今の表現になっているものですから、ここについては委員の先生方のご意見もあれば、それは反映して表現は考えていきます。

【酒井議長】 事務局おっしゃるとおり、焼津とか、先ほど藤枝もありましたかね。知らなかったことがたくさんあるので、それが今回のもので表面に出て伝わって対応とれるということになると、すごくいいことだと思いますので、それはもちろん評価することです。そうはいつでも、提案者側は結構切実に言ってきているようなものもあると思いますので、丁寧に説明して考え方を伝えるということは、やらなきゃいけないのだろうなと思っています。

それでは、ご意見もないようですので、それでは内容としては、これでお受けするというところでよろしいでしょうか。

ただ、内容に戻りますが本県耐震基準について、建築基準法規定の1.2倍なんていうのは、わりと県民も知らなかったりとかしますよね。だから、ほんとうは1.2倍の強度を持っているんだというメリットといいますか、静岡県内の建物というのは、ほかの県の建物に比べて強いということを書いていく機会というのは、もっと持つべきじゃないかなと思います。費用1%ぐらいと試算されていますけど、それがちゃんと伝われば、県民としても納得する話じゃないかなという気がするものですから、まだまだそういうことも議論しなきゃいけないとか、足りない部分はあるのではないかなという気がいたしました。

それでは次へ進みたいと思います。国へ提案したものの回答を含む4件の報告をお願いします。

【事務局】 資料4 「国からの回答」、「所有者不明土地に対する対策」、「行政手続の簡

素化の取り組み」、「地域会議の機能集約に関する方針」を説明

【酒井議長】 ありがとうございます。「国からの回答」と「所有者不明土地に対する対策」、「行政手続の簡素化の取り組み」そして、ただいまの「地域会議の機能集約に関する方針」ということで4件報告いただきましたが、これにつきましてご意見、ご質問等ありますか。

【河村委員】 30ページの所有者不明土地の中で、所有者不明土地を適切に管理する仕組みですけれども。これは具体的な内容は、まだわからないでしょうかね。家庭裁判所に対し、財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設というのだけれども。財産管理人、所有者不明といっても、その所有者がいない場合も出てきますし、具体的にどういうイメージを持って制度をつくらうとしているのかはわかりません。

【事務局】 事務局で持っているのが特別措置法の概要だけでございます、概要によりますと、現在は利害関係人や検察官だけが財産管理人の選任請求が認められているのを、地方公共団体の長もできるようになったと。それだけしか、こちらの資料ではわかりません。

【河村委員】 相続人は不存在で、最終的にはこれ、国のものになるのですけれども、その手続を、早くやれ早くやれと家庭裁判所にせかされるのです。私もやって2年間かかったのですけれども、これ土地も荒れ放題の土地ばかりたくさんありまして、結局それは不動産屋さんとかそういうところを買ってもらって、結局お金にして、国庫に返還するという流れです。

1つは、相続人がいない不動産なんていうのは、どこかで処理をしなければならない。確かに申立人は利害関係人または検察官という制限があって、申立人に自治体なり県を加える、新たに入れるというのはいいことだと思いますが。現時点で、処理の仕方をどうするのかまだ見えていないのであれば結構です。

【三枝委員】 空き家について、31ページですけど。これ、別に単なる感想ですけど。どうしても空き家というと、人によっては山奥だとか、辺鄙な農村だとかというイメ

一ジがありますね。だけれども、決してそういうところの話よりも、むしろ、これからはまちの中心部のほうにも、ぽつぽつ空き家は増えてくるだろうなということを、考えておかななくてはならないと思います。

東京でも、郊外へ郊外へと住宅建設、宅地開発が進んでいます。そうなる则郊外へ、広がっていく一方で、気がついてみると中心部がぽつぽつと歯抜けになっていくというわけです。

ですから、そういったような形で、決して空き家というのは、辺鄙なところや、山奥という話ではありません。結局、市街化区域の市街地の中でも、これからは起こり得るということを、やはり考えておかないといけないと思います。

**【酒井議長】** ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、本日の予定した内容、以上となりますので、長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございます。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

**【司会】** 長時間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

県の対応は、提案された方にお知らせするとともに、ホームページ上でも公表いたします。

それでは、閉会に当たりまして、吉林副知事から一言ご挨拶申し上げます。

**【吉林副知事】** 皆さん、長時間にわたりましてご議論ありがとうございました。今日も6件が対応、あるいは現行制度内での対応が可能と確認ができました。48件でございますので、中身もいろいろございます。こちらの場で議論すべき話と、あるいはケース・バイ・ケースで、本来であれば、先ほど議論もなりました回答の仕方、条件を満たせば、いわゆる可能性ありというところは、市町に個別案件で相談に行けば、場合によっては解決するものもあると思いますし、制度的に無理なものは、かなり我々としては前向きに捉えておりますので、こういう形での回答にしたものもございます。色々なケースがございますので、この会議で出たいろんな提案につきましては、個別で市や町にも戻したり、あるいは県の中でも、それを指導したり、相談に乗るような体制も築いていきたいと思って

おります。

また今日の中で、提案者が知らなかったところを、こちらから正しい情報をお伝えすることによって解決するというのも出てまいりましたので、この会議としては非常に有意義なものになっていると感じてございます。

こういう取組が進んでいるところは全国の中でもレアケースだと考えておりまして、私どもの県が進んでいると思っております。ぜひこういう形で、できるだけ事業者の皆さんも含めて、県内でいろんな事業活動をする場合の、いわゆる利便性の向上、あるいは住んでいる方が住みやすい環境づくりになるような形で、引き続き規制改革については進めてまいりたいと思いますので、ぜひ皆様からのご協力をお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、第4回“ふじのくに”規制改革会議本部会議を終了いたします。まことにありがとうございました。

— 了 —